

|                                                                                                                                                                                                   |                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| ○長泉町中小企業新製品等開発事業補助金交付要綱                                                                                                                                                                           | 平成22年3月30日告示第32号 |
| 改正                                                                                                                                                                                                |                  |
| 平成25年2月15日告示第4号の4                                                                                                                                                                                 |                  |
| 平成28年3月25日告示第27号                                                                                                                                                                                  |                  |
| 平成28年3月28日告示第68号                                                                                                                                                                                  |                  |
| 平成31年2月8日告示第14号                                                                                                                                                                                   |                  |
| 令和元年8月27日告示第20号                                                                                                                                                                                   |                  |
| 令和元年9月26日告示第31号                                                                                                                                                                                   |                  |
| 令和7年3月10日告示第35号                                                                                                                                                                                   |                  |
| 長泉町中小企業新製品等開発事業補助金交付要綱                                                                                                                                                                            |                  |
| （趣旨）                                                                                                                                                                                              |                  |
| 第1条 この要綱は、新たな事業の創出を促進し、もって地域産業の活力ある発展を図るため新製品、新技術及び新サービスの開発、提供等に挑戦する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定するものをいう。以下同じ。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に關しては、長泉町補助金等交付規則（昭和54年長泉町規則第10号）及びこの要綱の定めるところによる。 |                  |
| （補助対象者）                                                                                                                                                                                           |                  |
| 第2条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に事業所を有する中小企業者で町税等の未納がないものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合はこの限りでない。                                                                                                           |                  |
| （補助対象事業）                                                                                                                                                                                          |                  |
| 第3条 補助の対象は、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第1項の規定により、行政庁の承認を受けた経営革新計画に従って行う事業（町内の事業所で行うものに限る。）で、令和10年2月末日までに完了予定のものに要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。                                                          |                  |
| （補助金の額）                                                                                                                                                                                           |                  |
| 第4条 補助金の額は、補助対象経費から当該補助金以外の補助金を差し引いた額の3分の2以内（千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。                                                                                                             |                  |
| 2 補助金の交付は、1つの事業につき1回限りとする。                                                                                                                                                                        |                  |
| （交付申請）                                                                                                                                                                                            |                  |
| 第5条 補助金の交付を受けようとする中小企業者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ長泉町中小企業新製品等開発事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。                                                                               |                  |
| （1）事業計画書（様式第2号）                                                                                                                                                                                   |                  |
| （2）収支予算書（様式第3号）                                                                                                                                                                                   |                  |
| （3）経営革新計画の承認書の写し                                                                                                                                                                                  |                  |
| （交付決定等）                                                                                                                                                                                           |                  |
| 第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、長泉町中小企業新製品等開発事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。                                                                                                           |                  |
| （交付の条件）                                                                                                                                                                                           |                  |
| 第7条 次に掲げる事項は、交付を決定する際の条件となるものとする。                                                                                                                                                                 |                  |
| （1）次の事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。                                                                                                                                                       |                  |
| ア 事業の内容を変更しようとする場合                                                                                                                                                                                |                  |
| イ 事業に要する経費に対して20%を超える額の変更をしようとする場合                                                                                                                                                                |                  |
| ウ 事業を中止し、又は廃止しようとする場合                                                                                                                                                                             |                  |
| （2）事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。                                                                                                                                                    |                  |
| （3）補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。                                                                                                                       |                  |
| （変更等の承認申請）                                                                                                                                                                                        |                  |
| 第8条 前条第1号の規定により町長の承認を受けようとする申請者は、長泉町中小企業新製品等開発事業変更等承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。                                                                                                        |                  |
| （1）変更事業計画書（様式第2号）                                                                                                                                                                                 |                  |
| （2）変更収支予算書（様式第3号）                                                                                                                                                                                 |                  |
| （事業完了報告）                                                                                                                                                                                          |                  |
| 第9条 申請者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに長泉町中小企業新製品等開発事業完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。                                                                 |                  |
| （1）実績報告書（様式第2号）                                                                                                                                                                                   |                  |
| （2）収支決算書（様式第3号）                                                                                                                                                                                   |                  |
| （交付の確定）                                                                                                                                                                                           |                  |
| 第10条 町長は、前条の規定により完了報告を受けたときは、その内容を審査し、長泉町中小企業新製品等開発事業補助金交付確定通知書（様式第7号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。                                                                                                 |                  |
| （補助金の請求）                                                                                                                                                                                          |                  |
| 第11条 申請者は、確定通知書を受領した日から起算して10日以内に長泉町中小企業新製品等開発事業補助金請求書（概算払請求書）（様式第8号）を町長に提出するものとする。                                                                                                               |                  |
| （概算払）                                                                                                                                                                                             |                  |

第12条 申請者は、補助対象事業の完了前に補助金の概算払を受けようとするときは、交付申請書に資金状況調べ(様式第9号)を添付して、町長に提出しなければならない。

2 申請者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、長泉町中小企業新製品等開発事業補助金請求書(概算払請求書)を町長に提出しなければならない。

3 前2項の規定により補助金の概算払を受けたときは、補助対象事業完了後精算するものとする。  
(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 町長は、補助金の交付決定又は交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) この要綱に基づき提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成25年2月15日告示第4号の4)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日告示第27号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日告示第68号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月8日告示第14号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年8月27日告示第20号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規程は公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月26日告示第31号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和7年3月10日告示第35号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、公示の日から施行する。

---